

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無	流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）修正案
1		受け入れ車両の拡大	なぜ大型バイクは利用不可なのですか。 大型の中には中型よりも小さくて軽い車両も存在します。 それなのに利用できないのはどうかと思います。 出入口が広く利便性の高い駐輪場だけでも良いので、停めやすい位置に大型も利用可能なスペースを2、3台分でも設けるべきだと思います。	当自転車駐車場は、通勤、通学等により自転車を利用し駅にアクセスする方を利用者として規定し運用しています。 長距離移動が可能である総排気量400ccを超える大型バイクの場合、直接目的地に移動する手段としての利用が想定されることから、通勤、通学により駅周辺における駐車の必要性は低いと考えられます。	無	
2		受け入れ車両の拡大	シルバーカー（電動四輪車）の対応について シルバーカーは、若者が面白がって乗るキックボードと異なり、免許などを返納した比較的社会的地位や知識のない方達が自己の老後の生活圏の範囲を広げる等病院通いや買物等で利用している傾向である。こういった点も考慮に入れ一概に同車の駐車を阻止するというのはいかがなものか？世の中、弱者の身になって行政を押しすすめる必要があるのではないのでしょうか。	電動四輪車ということから、「シルバーカー」ではなく「シニアカー」として市の考え方を示します。 いわゆる「シニアカー」は道路交通法第2条第9号の歩行補助車等に該当します。 シニアカーは、主に自立歩行が難しい高齢者や障害をお持ちの方の歩行を補助するために利用されているので、自転車駐車場の利用は想定していません。	無	
3		使用料の見直し（回数券）	回数券廃止に反対はしないが、期限付15枚まとめ売りには反対する。まとめ買いする金銭的メリットがないばかりか、期限がつくとデメリットのほうが大きい。これなら普通の一時券5～6枚日付なしで買った方が便利だと思う。さらに、1年後の使用期限を15枚に書き入れる手間も面倒である。	まとめ売り販売枚数を決めず、利用を希望する日数分を販売することに変更します。 また、これまで一時使用券に有効期限が設けられていなかったため、各年度における収支と利用実績を把握することが困難でした。このため、新たに一時使用券に有効期限を設けることで、各年度の収支と利用実績を適切に把握し、施設運営の健全化を図ります。	有	まとめ売り販売枚数を決めず、希望枚数分を販売します。 一時使用券に購入から1年間の有効期限を設けます。
4-1		使用料の見直し（回数券）	江戸川台西口受付所で販売している回数券のお客さんは高齢者の方やご婦人方の利用が多く、回数12枚で1040円は手軽で便利だと重宝されています。 今般、条例改正で廃止になっていますが、回数券10枚で1040円を復活することはできないでしょうか。	回数券は事前購入ができ、利用の度に購入する手間が省けることもあり、利用者に需要があることは認識しています。	無	
4-2		使用料の見直し（回数券）	回数券の廃止について 15枚まとめ買いで1800円って、利用者には金銭的には何のメリットもないではないか。まとめて買ってくれるなら10枚1050円とか1100円とか、少しは割引してあげないと文句や苦情の種です。	一方で、異なる様式の回数券と一時使用券を2種類作成することで、印刷経費がかさむという課題があります。 このことから、回数券を廃止し、一時使用券のみに様式を統一することで印刷コストを抑えるとともに、一時使用券のまとめて販売することで、利用者への負担がかからないよう配慮します。	無	
4-3		使用料の見直し（回数券）	回数券の廃止と一時利用券の見直しについて反対です。 一日利用券の一年間という期限付は良しとして、回数券の廃止には反対です。		無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）修正案
5		使用料の見直し	改正前使用料の表記が間違っている。 現在の一時使用料は自転車が103円、原付が208円と書かれているが、実際は各100円と200円。今回の条例改正の大きなポイントは使用料にあるにもかかわらず、最も大事な使用料の表記が間違っていると、他にも間違いがあるのではないかと全体の信用性が低くなる。なお、定期利用料にも同様の間違いがある。	使用料の表記は、当条例で規定されている内容であり、誤表記ではありません。 実際の販売額と使用料の価格は異なっていますが、この販売額は指定管理者である公益社団法人流山市シルバー人材センターと市が条例で定めた使用料を最高額とし、協議を行った上で決定したものです。	無	
6		使用料の見直し	改正後の定期料金は改正前の定期料金×1.2になっていますが、改正前の定期料金は土曜日の料金も含まれています。 条例改正後の土曜日は「無料開放日」です。 このため、条例改正後の定期料金の考え方は、（改正前定期料金－改正前土曜日定期料金）×1.2ではないでしょうか。	改正後の定期使用料は、各施設の契約率や稼働率を考慮し設定しています。改正前の1.2倍とする算出式は、比較的稼働率の高い東武アーバンパークライン沿線での基本となる料金を設定するものであり、厳密に使用料を設定するものではありません。 このことから、この計算式は東武アーバンパークライン沿線における使用料の変動を把握する上での目安としてご理解ください。	無	
7		使用料の見直し	江戸川台西口(1F)の自転車の新料金について 9,600円という料金は、2,060円の値上げで現在の原付の利用料金1万50円と比較した場合、14-1とバイクの新料金が同金額というのが、市民が見た場合、ええー？という敬遠の気持ちにならないかと思います。ご一考を。	今回、改正条例上では現行使用料の1.2倍を基本に、各自転車駐車場の使用料を設定していますが、同一施設内においても、駅へのアクセスなど利便性には差があります。 このため同一施設内でも、利便性の低いエリアの使用料を下げるなどの措置を講じることにより、利用者間の不公平感を減らし、より納得頂ける施設運営に努めます。	無	
8-1		無料開放日の拡大	土曜日の無料開放について 定期券利用者には大幅に値上げをされていて、無料開放日が月4、5日も増えるのでは、理解が得られないのではないかと。文句や苦情を言われるのはいつも受付。	施設利用者の理解が得られるよう、丁寧な説明を行って参ります。 なお、パブリックコメントに先立って行った、アンケートでは土曜日の無料開放について85%以上の方より好意的な回答を得ています。	無	
8-2		無料開放日の拡大	土曜日の無料化反対（土曜日の現在の一時利用券の販売状況）	また今回のアンケートにより、無料開放日の認知度が低いことが認められたことから、より施設を活用していただけるよう、広く無料開放日を周知し、施設利用の満足度向上に努めます。	無	
9		使用料免除対象の拡大	運転免許証の返納して75歳以上の無償化。警察が免許返納証明書を各個人へ毎年、毎年発行可能か？（各免除申請の証明書のよう）	今回のパブリックコメントの趣旨とは異なることから、今後の運営への参考とさせていただきます。	無	
10		使用料免除対象の拡大	免除申請者が多い 年間数回程度しか利用しない方が、一番高い屋根付の14-1の置場を申請している方が多い。免除の各種手帳の更新はどうなっているのでしょうか？	今回のパブリックコメントの趣旨とは異なることから、今後の運営への参考とさせていただきます。	無	